

看護職員の需給に関する国の動向

○看護職員需給見通しに関する検討会

【第1回】平成26年12月1日

- 都道府県が策定する地域医療構想を盛り込む平成30年からの医療計画との整合性の観点から、平成30年からの需給見通しを策定する。
- **次期需給見通しは平成28年及び29年の2か年**とし、医療機関等への調査は行わず、簡易な方法により策定する。

【第2回】平成27年12月18日

- 地域医療構想の策定による病床の機能分化・連携に対応していくためには、看護職員のみならず、医師やリハビリ関係職種を含めた医療従事者の需給について、見直しを検討することが必要となった。
- 医師及び看護職員等の医療従事者の需給を見通し、医療従事者の確保対策等について検討するため、「医療従事者の需給に関する検討会」を設置する。
- 看護職員の需給見通しについては、「医療従事者の需給に関する検討会」の「看護職員需給分科会」において、地域医療構想における2025年の医療需要等を踏まえて検討する。
- これに伴い、**平成28年及び29年の2か年の看護職員需給見通しは策定せず**、「看護職員需給見通しに関する検討会」は、「看護職員需給分科会」へ引き継いで終了する。

○医療従事者の需給に関する検討会

【第1回】平成27年12月10日 ～ 【第5回】平成29年12月18日

◇医師需給分科会

【第1回】平成27年12月10日 ～ 【第17回】平成29年12月18日

- **医師需給分科会中間とりまとめ(平成28年6月3日)**
- **医師需給分科会第二次中間取りまとめ(平成29年12月21日)**

◇看護職員需給分科会

【第1回】平成28年3月28日

➤ 看護職員需給分科会(需給推計)は平成28年12月までに取りまとめる。

【第2回】平成28年6月10日

➤ 看護職員の需給推計方法(案)について議論

◆「看護職員需給推計の今後の進め方等について」(平成28年10月5日付事務連絡)

➤ 新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会による、望ましい医療従事者の働き方等の在り方を踏まえた看護職員需給推計を行うため、看護職員需給分科会は平成29年度に取りまとめる。

◆「看護職員需給分科会の今後の進め方について」(平成29年6月19日付事務連絡)

➤ 医師は時間外労働が多く、労働時間短縮策等の検討や時間外労働規制等を検討するため、「働き方改革実行計画を踏まえた検討の場」を別途設けて検討し、平成30年1月を目途に中間整理を行った上で、医師の需給推計を行うこととした。

➤ そのため、「医療従事者の需給推計に関する検討会」における医師、看護職員、PT・OTの職種毎の需給推計を行うためには、基礎データや考え方など整合性を図り需給推計を行うことが必要であり、看護職員の需給推計も、医師の需給推計に合わせて平成30年1月頃に再開し、平成30年度第1四半期を目途に暫定的な全国推計を取りまとめ、全国推計と同様の手法により都道府県における看護職員の需給推計を行い、最終的な全国版の需給推計を取りまとめる(平成30年度第3四半期)予定である。

○新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会

【第1回】平成28年10月3日 ～ 【第15回】平成29年4月6日

➤ 医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書(平成29年4月6日)

○医師の働き方改革に関する検討会

【第1回】平成29年8月2日 ～ 【第7回】平成30年2月16日

➤ 医師の働き方改革に関する検討会 中間的な論点整理(平成30年2月27日)

➤ 医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組(平成30年2月27日)